平成２８年（フ）第３９１１号
大阪市生野区鶴橋４丁目12番17号　ポニーマンション　303
債務者　國信　哲也
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９６０号
大阪府守口市日光町１番11―307号
債務者　小山　　聡
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９０号
静岡市清水区中矢部町６番17号　インテールセピア301号、旧住所静岡市清水区駒越中２丁目２番23号
債務者　安井　波男
1　決定年月日時　平成28年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４１０号
栃木県那須郡那須町大字寺子乙720番地１、前住所栃木県塩谷郡塩谷町大字玉生522番地
債務者　境　　優紀（旧姓長谷川）
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第９１９号
東京都稲城市若葉台１丁目33番地の２　４―105
債務者　木暮　啓子
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８１９号
東京都あきる野市牛沼540番地56
債務者　島崎みどり
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月25日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６５５号
東京都八王子市左入町381番地１コーポ左入102号
債務者　久下　修男
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７１３号
東京都東大和市中央３丁目856番地の３コーポ石川302号
債務者　佐野　　舞
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７６１号
東京都町田市玉川学園２丁目５番７号プレザントヒル２―Ａ
債務者　間瀬久美子
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８３５号
東京都町田市本町田2441番地公社住宅ハ６―311
債務者　城　　正美
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９０５号
東京都国立市北３丁目22番18―106
債務者　野崎　敬子
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６３８号
東京都西東京市泉町３丁目７番15号
債務者　小林江里子こと　許　　里子
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月７日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８２３号
東京都青梅市畑中２丁目288番地の２
債務者　星野　幸子
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月７日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１９０２号
横浜市港北区日吉本町４丁目10番10―304号
債務者　坂田　美南
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１９０４号
横浜市港南区日野南６丁目４番20号　Ｃｒｅｄｉａ　港南台102
債務者　松出めぐみ
1　決定年月日時　平成28年９月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部